

## 学生総合共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(大学生協および地域生協の定義)</p> <p>第5条 この会は、次の各号に定める消費生活協同組合をそれぞれ「大学生協」「地域生協」といいます。</p> <p>(1) この会の会員であり、かつ、大学その他の厚生労働省令で定める学校を職域とし学生組合員を有する消費生活協同組合、およびインターカレッジコープを「大学生協」といいます。</p> <p>(2) 大学生協を除くこの会の会員である消費生活協同組合を「地域生協」といいます。</p> <p>(3) 前号の規定にかかわらず、この会が認めた場合には、大学生協に該当する消費生活協同組合を地域生協としても扱うことが<u>できます</u>。</p>	<p>(大学生協および地域生協の定義)</p> <p>第5条 この会は、次の各号に定める消費生活協同組合をそれぞれ「大学生協」「地域生協」といいます。</p> <p>(1) この会の会員であり、かつ、大学その他の厚生労働省令で定める学校を職域とし学生組合員を有する消費生活協同組合、およびインターカレッジコープを「大学生協」といいます。</p> <p>(2) 大学生協を除くこの会の会員である消費生活協同組合を「地域生協」といいます。</p> <p>(3) 前号の規定にかかわらず、この会が認めた場合には、大学生協に該当する消費生活協同組合を地域生協としても扱うことが<u>できるものとし</u>ます。</p>
<p>(学生の定義)</p> <p>第6条 規約第7条（被共済者の範囲）第1項に定める「細則に定める学生」とは、次の各号のいずれかに該当する者（以下「学生」といいます。）をいいます。ただし、第2号は大学生協を通じて共済契約の申込みをおこなう場合に限り、ります。</p> <p>(1) 「学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）」に定める大学（短期大学、大学院を含みます。）、高等専門学校もしくは専門学校で教育を受ける者、または各省庁もしくは地方公共団体の定める大学校で教育を受ける者</p>	<p>(学生の定義)</p> <p>第6条 規約第7条（被共済者の範囲）第1項に定める「細則に定める学生」とは、次の各号のいずれかに該当する者（以下「学生」といいます。）をいいます。ただし、第2号は大学生協を通じて共済契約の申込みをおこなう場合に限り、ります。</p> <p>(1) 「学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）」に定める大学（短期大学、大学院を含みます。）、高等専門学校もしくは専門学校で教育を受ける者、または各省庁もしくは地方公共団体の定める大学校で教育を受ける者</p>

新条文	旧条文
<p>ただし、<b>〔削除〕</b> 地域生協を通じて共済契約の申込みをおこなう場合は、満18歳以上で前述の要件を満たす者をいいます。</p> <p>(2) 「学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）」に定める中学校、高等学校、中等教育学校または専修学校（専門学校を除きます。）で教育を受ける者</p> <p>(3) その他前2号に準ずると認められる者</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>ただし、<u>この会または</u>地域生協を通じて共済契約の申込みをおこなう場合は、満18歳以上で前述の要件を満たす者をいいます。</p> <p>(2) 「学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）」に定める中学校、高等学校、中等教育学校または専修学校（専門学校を除きます。）で教育を受ける者</p> <p>(3) その他前2号に準ずると認められる者</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(共済契約の申込みの撤回)</p> <p>第8条 規約第12条（共済契約の申込み）第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面またはこの会の定める電磁的方法により次の各号の内容および申込みを<b>取り消す</b>旨をこの会に示すものとします。</p> <p>(1) 共済契約の型</p> <p>(2) 申込日</p> <p>(3) 共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>(4) 被共済者の氏名</p>	<p>(共済契約の申込みの撤回)</p> <p>第8条 規約第12条（共済契約の申込み）第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面またはこの会の定める電磁的方法により次の各号の内容および申込みを<b>取消す</b>旨をこの会に示すものとします。</p> <p>(1) 共済契約の型</p> <p>(2) 申込日</p> <p>(3) 共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>(4) 被共済者の氏名</p>
<p>(複数契約の取扱い)</p> <p>第9条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. この会の実施するこども共済または生命共済（以下<b>〔削除〕</b>それぞれ「こども共済」、「生命共済」といいます。）の契約に先進医療特約を付帯している場合、同一の被共済者について別表第1「共済契約の型」のうち、G1200-1型、</p>	<p>(複数契約の取扱い)</p> <p>第9条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. この会の実施するこども共済または生命共済（以下<u>、</u>それぞれ「こども共済」、「生命共済」といいます。）の契約に先進医療特約を付帯している場合、同一の被共済者について別表第1「共済契約の型」のうち、G1200-1型、</p>

新条文	旧条文
<p>G1050-1型、G1000-1型、G500-1型またはB1200-1型の契約を締結することはできません。</p>	<p>G1050-1型、G1000-1型、G500-1型またはB1200-1型の契約を締結することはできません。</p>
<p>(条件付加入制度)</p> <p>第12条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<b>申し込む</b>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。</p> <p>3. 規約第16条（共済契約の更新および更改）の規定により共済契約を締結するにあたって、更新前または更改前の契約が<b>〔削除〕</b>条件付加入契約<b>〔削除〕</b>である場合には、更新契約および更改契約においても引き続き同一内容の条件を付します。条件を付す期間については、<b>〔削除〕</b>条件付加入契約<b>〔削除〕</b>の申込日から起算します。また、第19条（移行契約）に定める移行契約の締結時も同様の取扱いとします。</p> <p>4. 前項の規定にかかわらず、第19条（移行契約）に定める移行契約のうち、移行前の契約がこども共済または生命共済の契約であり、かつ当該契約が<b>〔削除〕</b>条件付加入契約<b>〔削除〕</b>である場合で、移行契約の発効日において条件を付す期間が残り1年以上ある場合においては、移行契約の発効日から発効日を含んで1年間のみ同一の内容の条件を付します。</p>	<p>(条件付加入制度)</p> <p>第12条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<b>申込み</b>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。</p> <p>3. 規約第16条（共済契約の更新および更改）の規定により共済契約を締結するにあたって、更新前または更改前の契約が「<u>条件付加入契約</u>」である場合には、更新契約および更改契約においても引き続き同一内容の条件を付します。条件を付す期間については、「<u>条件付加入契約</u>」の申込日から起算します。また、第19条（移行契約）に定める移行契約の締結時も同様の取扱いとします。</p> <p>4. 前項の規定にかかわらず、第19条（移行契約）に定める移行契約のうち、移行前の契約がこども共済または生命共済の契約であり、かつ当該契約が「<u>条件付加入契約</u>」である場合で、移行契約の発効日において条件を付す期間が残り1年以上ある場合においては、移行契約の発効日から発効日を含んで1年間のみ同一の内容の条件を付します。</p>

新条文	旧条文
<p>5. 規約第66条（疾病入院共済金）第8項の規定にかかわらず、<b>〔削除〕</b>条件付加入契約<b>〔削除〕</b>の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1) <b>〔削除〕</b>免責疾病<b>〔削除〕</b>による入院を開始したときに<b>〔削除〕</b>免責疾病<b>〔削除〕</b>以外の疾病を併発していたとき</p> <p>(2) <b>〔削除〕</b>免責疾病<b>〔削除〕</b>による入院中に、<b>〔削除〕</b>免責疾病<b>〔削除〕</b>以外の疾病を併発したとき</p>	<p>5. 規約第66条（疾病入院共済金）第8項の規定にかかわらず、<u>「条件付加入契約」</u>の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1) <u>「免責疾病」</u>による入院を開始したときに<u>「免責疾病」</u>以外の疾病を併発していたとき</p> <p>(2) <u>「免責疾病」</u>による入院中に、<u>「免責疾病」</u>以外の疾病を併発したとき</p>
<p>(特定疾病加入制度)</p> <p>第13条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<b>申し込む</b>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p>	<p>(特定疾病加入制度)</p> <p>第13条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<u>申し込む</u>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p>
<p>(初回掛金の払込みの特例)</p> <p>第14条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の規定により初回掛金を払い込む場合は、発効日が属する月の前月末日を払込期日とし、払込期日の翌日から1ヵ月間の猶予期間を設けます。猶予期間中に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして<b>取り扱</b>います。</p>	<p>(初回掛金の払込みの特例)</p> <p>第14条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の規定により初回掛金を払い込む場合は、発効日が属する月の前月末日を払込期日とし、払込期日の翌日から1ヵ月間の猶予期間を設けます。猶予期間中に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして<b>取扱</b>います。</p>
<p>(移行契約)</p>	<p>(移行契約)</p>

新条文	旧条文
<p>第19条 共済契約者は、被共済者について、こども共済または生命共済の契約の共済期間の中途または満了後に別表第1「共済契約の型」のうち、「G1200-1型」および「G1200-2型」の契約（以下<del>〔削除〕</del>それぞれG1200-1型契約、G1200-2型契約といいます。）に変更しようとする場合には、こども共済または生命共済の契約について解約または満了すると同時にG1200-1型契約またはG1200-2型契約を締結することができます。</p> <p>2. 共済契約者は、被共済者について、この会の実施する短期生命共済（以下「短期生命共済」といいます。）の契約の共済期間の中途または満了後にG1200-1型契約、G1200-2型契約または別表第1「共済契約の型」のうち、「G1050-1型」、「G1050-2型」、「G1000-1型」、「G1000-2型」、「G500-1型」、「G500-2型」の契約（以下<del>〔削除〕</del>それぞれG1050-1型契約、G1050-2型契約、G1000-1型契約、G1000-2型契約、G500-1型契約、G500-2型契約といいます。）（これらの共済契約の型を総称し、以下「G1200コース等」といいます。）に変更しようとする場合には、短期生命共済の契約について解約または満了すると同時にG1200コース等を締結することができます。</p> <p><del>〔中略〕</del></p> <p>5. 共済契約者は、移行契約の初回掛金を、前項に定める発効日の前日までに払い込まなければなりません。なお、移行契約の発効日の前日が属する月の末日を払込期日とし、</p>	<p>第19条 共済契約者は、被共済者について、こども共済または生命共済の契約の共済期間の中途または満了後に別表第1「共済契約の型」のうち、「G1200-1型」および「G1200-2型」の契約（以下、<u>それぞれ</u>G1200-1型契約、G1200-2型契約といいます。）に変更しようとする場合には、こども共済または生命共済の契約について解約または満了すると同時にG1200-1型契約またはG1200-2型契約を締結することができます。</p> <p>2. 共済契約者は、被共済者について、この会の実施する短期生命共済（以下「短期生命共済」といいます。）の契約の共済期間の中途または満了後にG1200-1型契約、G1200-2型契約または別表第1「共済契約の型」のうち、「G1050-1型」、「G1050-2型」、「G1000-1型」、「G1000-2型」、「G500-1型」、「G500-2型」の契約（以下、<u>それぞれ</u>G1050-1型契約、G1050-2型契約、G1000-1型契約、G1000-2型契約、G500-1型契約、G500-2型契約といいます。）（これらの共済契約の型を総称し、以下「G1200コース等」といいます。）に変更しようとする場合には、短期生命共済の契約について解約または満了すると同時にG1200コース等を締結することができます。</p> <p><del>〔中略〕</del></p> <p>5. 共済契約者は、移行契約の初回掛金を、前項に定める発効日の前日までに払い込まなければなりません。なお、移行契約の発効日の前日が属する月の末日を払込期日と</p>

新条文	旧条文				
<p>払込期日から3ヵ月間の猶予期間を設けます。猶予期間中に初回掛金の払込みがなされない場合、共済契約の移行の申込みはなかったものとして<u>取り扱</u>います。</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>7. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、<u>取り消され</u>、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして<u>取り扱</u>います。</p> <p>8. この会は、移行契約において、<u>第28条</u>（更新または更改した契約における共済金支払いの取扱い）および規約第16条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。</p> <p>9. この会は、共済期間の満了日の翌日に被共済者が規約第7条（被共済者の範囲）第4項に定める年齢の範囲外となる共済契約について、当該契約の満了日までに共済契約者から契約を変更する意思の<u>申出</u>がなされない場合、生命共済事業細則第18条（移行契約）の規定により、次に定める共済契約の型へ申込みがあったものとみなします。ただし、当該契約の満了日の翌日において、同一の被共済者につき生命共済またはこども共済の契約を締結している場合を除きます。</p>	<p>し、払込期日から3ヵ月間の猶予期間を設けます。猶予期間中に初回掛金の払込みがなされない場合、共済契約の移行の申込みはなかったものとして<u>取扱</u>います。</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>7. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、<u>取消され</u>、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして<u>取扱</u>います。</p> <p>8. この会は、移行契約において、<u>第27条</u>（更新または更改した契約における共済金支払いの取扱い）および規約第16条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。</p> <p>9. この会は、共済期間の満了日の翌日に被共済者が規約第7条（被共済者の範囲）第4項に定める年齢の範囲外となる共済契約について、当該契約の満了日までに共済契約者から契約を変更する意思の<u>申し出</u>がなされない場合、生命共済事業細則第18条（移行契約）の規定により、次に定める共済契約の型へ申込みがあったものとみなします。ただし、当該契約の満了日の翌日において、同一の被共済者につき生命共済またはこども共済の契約を締結している場合を除きます。</p>				
<table border="1" data-bbox="275 1286 1072 1364"> <tr> <td data-bbox="275 1286 658 1364">満了となる共済契約の型</td> <td data-bbox="658 1286 1072 1364">締結する共済契約の型</td> </tr> </table>	満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型	<table border="1" data-bbox="1216 1286 1995 1364"> <tr> <td data-bbox="1216 1286 1599 1364">満了となる共済契約の型</td> <td data-bbox="1599 1286 1995 1364">締結する共済契約の型</td> </tr> </table>	満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型
満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型				
満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型				

新条文		旧条文	
別表第1「共済契約の型」 のB1200-1型および B1200-2型	生命共済事業細則別表第1 「共済契約の型」の告知緩 和1000型	別表第1「共済契約の型」 のB1200-1型および B1200-2型	生命共済事業細則別表第 1「共済契約の型」の告知 緩和1000型
<u>(共済契約の申込期限)</u> 第20条 G1200コース等に申込みができるのは、卒業予定年月の 前月末日までとします。		<b>〔新設〕</b>	
(その他の反社会的勢力の定義) 第21条 <b>〔以下略〕</b>		(その他の反社会的勢力の定義) 第20条 <b>〔以下略〕</b>	
(共済契約者が死亡したときの共済契約の承継) 第22条 <b>〔以下略〕</b>		(共済契約者が死亡したときの共済契約の承継) 第21条 <b>〔以下略〕</b>	
(解約返戻金の請求) 第23条 <b>〔以下略〕</b>		(解約返戻金の請求) 第22条 <b>〔以下略〕</b>	
(共済金請求時の提出書類) 第24条 <b>〔以下略〕</b>		(共済金請求時の提出書類) 第23条 <b>〔以下略〕</b>	
(共済金の支払方法) 第25条 <b>〔以下略〕</b>		(共済金の支払方法) 第24条 <b>〔以下略〕</b>	
(代理人の共済金請求に関する決定通知) 第26条 <b>〔以下略〕</b>		(代理人の共済金請求に関する決定通知) 第25条 <b>〔以下略〕</b>	
(共済金受取人が複数いる場合の取扱い) 第27条 <b>〔以下略〕</b>		(共済金受取人が複数いる場合の取扱い) 第26条 <b>〔以下略〕</b>	
(更新または更改した契約における共済金支払いの取扱い) 第28条 <b>〔中略〕</b> 2. 前項の規定にかかわらず、第19条(移行契約)第1項に 定める移行契約の場合、移行前の契約と同種かつ同額範囲		(更新または更改した契約における共済金支払いの取扱い) 第27条 <b>〔中略〕</b> 2. 前項の規定にかかわらず、第19条(移行契約)第1項に 定める移行契約の場合、移行前の契約と同種かつ同額範囲	

新条文	旧条文
<p>内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日（以下【削除】この項において「申込日」といいます。）から起算して共済金を支払います。また、当該共済金額については以下の規定を適用することができます。</p> <p>（1）直接であると間接であるとを問わず、被共済者が申込日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因とし、死亡または重度後遺障害となった場合には、次に定める共済金額を支払います。</p> <p>ア．申込日から申込日を含んで90日以内に死亡または重度後遺障害となったときは、当該共済金額の30%</p> <p>イ．申込日から申込日を含んで91日目以後180日以内に死亡または重度後遺障害となったときは、当該共済金額の50%</p> <p>ウ．申込日から申込日を含んで181日目以後1年以内に死亡または重度後遺障害となったときは、当該共済金額の70%</p> <p>（2）直接であると間接であるとを問わず、被共済者が申込日以前においてすでに罹患していた疾病を原因として、入院または手術をした場合には、次に定める共済金額を支払います。</p> <p>ア．申込日から申込日を含んで90日以内に開始する入院または実施した手術のときは、当該共済金額の30%</p>	<p>囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日（以下、この項において「申込日」といいます。）から起算して共済金を支払います。また、当該共済金額については以下の規定を適用することができます。</p> <p>（1）直接であると間接であるとを問わず、被共済者が申込日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因とし、死亡または重度後遺障害となった場合には、次に定める共済金額を支払います。</p> <p>ア．申込日から申込日を含んで90日以内に死亡または重度後遺障害となったときは、当該共済金額の30%</p> <p>イ．申込日から申込日を含んで91日目以後180日以内に死亡または重度後遺障害となったときは、当該共済金額の50%</p> <p>ウ．申込日から申込日を含んで181日目以後1年以内に死亡または重度後遺障害となったときは、当該共済金額の70%</p> <p>（2）直接であると間接であるとを問わず、被共済者が申込日以前においてすでに罹患していた疾病を原因として、入院または手術をした場合には、次に定める共済金額を支払います。</p> <p>ア．申込日から申込日を含んで90日以内に開始する入院または実施した手術のときは、当該共済金額の30%</p>



新条文	旧条文
<p>イ. 申込日から申込日を含んで91日目以後180日以内に開始する入院または実施した手術のときは、当該共済金額の50%</p> <p>ウ. 申込日から申込日を含んで181日目以後1年以内に開始する入院または実施した手術のときは、当該共済金額の70%</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 被共済者が規約第7条（被共済者の範囲）第1項に定める被共済者の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、別表第1「共済契約の型」のうち、B1200-1型およびB1200-2型の契約（以下〔削除〕それぞれ「B1200-1型契約」「B1200-2型契約」といいます。）に更新または更改し、共済金額の変更をとまなう場合には、この会は、その共済金額の増額分について、規約第46条（死亡共済金を支払わない場合）第1項第4号、第55条（重度後遺障害共済金を支払わない場合）第1項第4号、第68条（疾病入院保障の共済金を支払わない場合）第1項第7号、第81条（手術共済金を支払わない場合）および第89条（親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金を支払わない場合）第1項第4号の規定を適用しないことができます。</p>	<p>イ. 申込日から申込日を含んで91日目以後180日以内に開始する入院または実施した手術のときは、当該共済金額の50%</p> <p>ウ. 申込日から申込日を含んで181日目以後1年以内に開始する入院または実施した手術のときは、当該共済金額の70%</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 被共済者が規約第7条（被共済者の範囲）第1項に定める被共済者の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、別表第1「共済契約の型」のうち、B1200-1型およびB1200-2型の契約（以下、それぞれ「B1200-1型契約」「B1200-2型契約」といいます。）に更新または更改し、共済金額の変更をとまなう場合には、この会は、その共済金額の増額分について、規約第46条（死亡共済金を支払わない場合）第1項第4号、第55条（重度後遺障害共済金を支払わない場合）第1項第4号、第68条（疾病入院保障の共済金を支払わない場合）第1項第7号、第81条（手術共済金を支払わない場合）および第89条（親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金を支払わない場合）第1項第4号の規定を適用しないことができます。</p>
<p>〔削除〕</p>	<p>（解除の特例）  <u>第28条 規約第33条（告知義務違反による共済契約の解除）の規定にかかわらず、この会は被共済者にすでに死亡以外</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>かつ特定の疾病を原因とする共済事故が発生している場合において、共済契約者が、当該共済金が支払われないことおよび当該解除原因と直接または間接に因果関係のある共済事故に関して将来にわたって免責とすること等の条件に同意した場合には共済契約を解除しないことができます。</u></p>
<p>(すでに罹患していた疾病の定義)</p> <p>第30条 規約第46条(死亡共済金を支払わない場合)第1項第4号、第55条(重度後遺障害共済金を支払わない場合)第1項第4号、第68条(疾病入院保障の共済金を支払わない場合)第1項第7号、第89条(親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金を支払わない場合)第1項第4号、第96条(疾病先進医療共済金)第2項および第98条(先進医療一時金)第3項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。ただし、規約第89条(親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金を支払わない場合)においては、「被共済者」を「<u>親扶養者死亡保障の対象となる親または扶養者</u>」と読み替えます。</p> <p>(1) 被共済者または共済契約者が、発効日の前日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合</p> <p>(2) 被共済者が、発効日の前日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた</p>	<p>(すでに罹患していた疾病の定義)</p> <p>第30条 規約第46条(死亡共済金を支払わない場合)第1項第4号、第55条(重度後遺障害共済金を支払わない場合)第1項第4号、第68条(疾病入院保障の共済金を支払わない場合)第1項第7号、第89条(親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金を支払わない場合)第1項第4号、第96条(疾病先進医療共済金)第2項および第98条(先進医療一時金)第3項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。ただし、規約第89条(親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金を支払わない場合)においては、「被共済者」を「<u>当該親または扶養者</u>」と読み替えます。</p> <p>(1) 被共済者または共済契約者が、発効日の前日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合</p> <p>(2) 被共済者が、発効日の前日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けて</p>

新条文	旧条文
<p>場合</p> <p>(重度障害、重度後遺障害および後遺障害の取扱い)</p> <p>第31条 規約別表第1「重度障害ならびに重度後遺障害の定義」における「身体障害」および規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」における「後遺障害」には、不慮の事故等を直接の原因とする非器質性精神障害を<u>含みます</u>。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>いた場合</p> <p>(重度障害、重度後遺障害および後遺障害の取扱い)</p> <p>第31条 規約別表第1「重度障害ならびに重度後遺障害の定義」における「身体障害」および規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」における「後遺障害」には、不慮の事故等を直接の原因とする非器質性精神障害を<u>含むものとします</u>。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(障害等級の認定)</p> <p>第32条 規約第54条(重度後遺障害共済金)、第58条(災害後遺障害共済金)、第88条(親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金)および第92条(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金)における重度障害、重度後遺障害および後遺障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年<u>9月1日</u>労働省令第22号)第14条(障害等級等)第2項から第4項に準じておこないます。</p>	<p>(障害等級の認定)</p> <p>第32条 規約第54条(重度後遺障害共済金)、第58条(災害後遺障害共済金)、第88条(親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金)および第92条(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金)における重度障害、重度後遺障害および後遺障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年<u>9月1日</u>労働省令第22号)第14条(障害等級等)第2項から第4項に準じておこないます。</p>
<p>(復学の定義)</p> <p>第37条 規約第63条(学業復帰支援臨時費用共済金)、細則第51条(学業復帰支援臨時費用共済金の取扱い)および別表第2「共済金請求時の提出書類」に定める「復学」とは、被共済者が重度後遺障害となった日以後に、重度後遺障害となった日に所属していた学校へ復帰または<u>あらたな</u>学校へ編入することをいいます。</p>	<p>(復学の定義)</p> <p>第37条 規約第63条(学業復帰支援臨時費用共済金)、細則第51条(学業復帰支援臨時費用共済金の取扱い)および別表第2「共済金請求時の提出書類」に定める「復学」とは、被共済者が重度後遺障害となった日以後に、重度後遺障害となった日に所属していた学校へ復帰または<u>新たな</u>学校へ編入することをいいます。</p>

新条文	旧条文
<p>(入院および通院の定義)</p> <p>第38条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. 規約第76条（災害通院共済金）における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診その他これに類する手段により、診察、投薬、処置、手術その他の治療を医師の指示により受けることをいい、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、<u>受取り</u>のみの場合は通院には該当しません。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(入院および通院の定義)</p> <p>第38条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. 規約第76条（災害通院共済金）における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診その他これに類する手段により、診察、投薬、処置、手術その他の治療を医師の指示により受けることをいい、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、<u>受取</u>のみの場合は通院には該当しません。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(病院または診療所の定義)</p> <p>第39条 <u>第38条(入院および通院の定義)第1項</u>、規約第66条（疾病入院共済金）第1項、第67条（疾病長期入院共済金）第1項、第71条（災害入院共済金）第1項ならびに第72条（災害長期入院共済金）第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。</p> <p>2. <u>第38条(入院および通院の定義)第3項</u>、規約第76条（災害通院共済金）第1項および第84条（こころの早期対応保障共済金）第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または診療所です。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(病院または診療所の定義)</p> <p>第39条 <b>〔挿入〕</b> 規約第66条（疾病入院共済金）第1項、第67条（疾病長期入院共済金）第1項、第71条（災害入院共済金）第1項ならびに第72条（災害長期入院共済金）第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。</p> <p>2. <b>〔挿入〕</b> 規約第76条（災害通院共済金）第1項および第84条（こころの早期対応保障共済金）第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または診療所です。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(「医師」他の定義)</p> <p>第40条 <u>第30条(すでに罹患していた疾病の定義)第1項第2号</u>、<u>第31条(重度障害、重度後遺障害および後遺障害の取扱い)</u></p>	<p>(「医師」他の定義)</p> <p>第40条 <b>〔挿入〕</b> 規約第54条（重度後遺障害共済金）第2項、第58条（災害後遺障害共済金）第2項、第66条（疾病入</p>

新条文	旧条文
<p><u>第2項第3号、第38条（入院および通院の定義）第1項、第3項、第4項、第5項</u>、規約第54条（重度後遺障害共済金）第2項、第58条（災害後遺障害共済金）第2項、第66条（疾病入院共済金）第6項、第71条（災害入院共済金）第4項、第76条（災害通院共済金）第3項および第6項、第77条（災害通院共済金を支払わない場合）第1項、ならびに規約別表第1「重度障害ならびに重度後遺障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>院共済金）第6項、第71条（災害入院共済金）第4項、第76条（災害通院共済金）第3項および第6項、第77条（災害通院共済金を支払わない場合）第1項、ならびに規約別表第1「重度障害ならびに重度後遺障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（健康保険および公的医療保険制度の範囲）</p> <p>第41条 第38条（入院および通院の定義）第6項における「健康保険」および規約第80条（手術共済金）第2項における「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）</p> <p>(2) 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）</p>	<p>（健康保険および公的医療保険制度の範囲）</p> <p>第41条 第38条（入院および通院の定義）第6項における「健康保険」および規約第80条（手術共済金）第2項における「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）</p> <p>(2) 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）</p>

新条文	旧条文
<p>(4) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年 <u>9</u>月 <u>8</u>日法律第 152 号）</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年 <u>8</u>月 21 日法律第 245 号）</p> <p>(6) 船員保険法（昭和 14 年 <u>4</u>月 <u>6</u>日法律第 73 号）</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年 <u>8</u>月17日法律第80号）</p>	<p>(4) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年 <u>9</u>月 <u>8</u>日法律第 152 号）</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年 <u>8</u>月 21 日法律第 245 号）</p> <p>(6) 船員保険法（昭和 14 年 <u>4</u>月 <u>6</u>日法律第 73 号）</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年 <u>8</u>月 17 日法律第 80 号）</p>
<p>（身体障害の固定前に共済契約が解約または共済期間が満了した場合の特例）</p> <p>第 55 条 <b>【中略】</b></p> <p><u>2. この会は、前項の規定に該当する場合であっても、別表第 1「共済契約の型」第 1 項第 1 号にもとづき共済契約を締結し、当該共済契約より同一事由について共済金を支払うときは、前項の規定を適用しません。</u></p>	<p>（身体障害の固定前に共済契約が解約または共済期間が満了した場合の特例）</p> <p>第 55 条 <b>【中略】</b></p> <p><b>【挿入】</b></p>
<p>（入院中および災害通院の期間中に共済契約が解約または共済期間が満了した場合の特例）</p> <p>第 56 条 <b>【中略】</b></p> <p><u>5. この会は、前 4 項の規定に該当する場合であっても、別表第 1「共済契約の型」第 1 項第 1 号にもとづき共済契約を締結し、当該共済契約より同一事由について共済金を支払うときは、前 4 項の規定を適用しません。</u></p>	<p>（入院中および災害通院の期間中に共済契約が解約または共済期間が満了した場合の特例）</p> <p>第 56 条 <b>【中略】</b></p> <p><b>【挿入】</b></p>
<p>（別表第 1「共済契約の型」第 1 項第 1 号および第 2 号にもとづき締結する共済契約における <u>共済金支払いの取扱い</u>）</p> <p>第57条 <b>【中略】</b></p>	<p>（別表第 1「共済契約の型」第 1 項第 1 号および第 2 号にもとづき締結する共済契約における <u>発効日の特例</u>）</p> <p>第57条 <b>【中略】</b></p>

新条文	旧条文
<p><u>3. 別表第1「共済契約の型」第1項第1号にもとづき締結する共済契約においては、規約第88条（親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金）第2項および第3項ならびに第92条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）第2項および第3項における「共済期間」に、「更新または更改ができなかった共済契約の共済期間」を含みます。</u></p>	<p><b>〔挿入〕</b></p>
<p>（感染症における事故日の取扱い）  第58条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故等が発生した日として<b>取扱い</b>ます。</p>	<p>（感染症における事故日の取扱い）  第58条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故等が発生した日として<b>取扱い</b>ます。</p>
<p>（契約者割戻金の<b>割当て</b>）  第60条 規約第100条（契約者割戻金）第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日において有効であった共済契約」とは、<b>当該</b>事業年度の決算日が属する月の末日の24時までの効力を有する共済契約または<b>当該</b>事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第35条（共済契約の消滅）により消滅した共済契約をいいます。  <b>〔以下略〕</b></p>	<p>（契約者割戻金の<b>割り当て</b>）  第60条 規約第100条（契約者割戻金）第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日において有効であった共済契約」とは、<b>〔挿入〕</b>事業年度の決算日が属する月の末日の24時までの効力を有する共済契約または<b>〔挿入〕</b>事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第35条（共済契約の消滅）により消滅した共済契約をいいます。  <b>〔以下略〕</b></p>
<p>（契約者割戻金の支払方法）  第62条 規約第100条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限</p>	<p>（契約者割戻金の支払方法）  第62条 規約第100条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法</p>

新条文	旧条文
<p>ります。</p> <p>(1) この会の会員の組合員出資金への振替え</p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p> <p>(4) この会の会員に登録している共済契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第65条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</p> <p>(6) この会の会員の窓口による支払い</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>に限りります。</p> <p>(1) この会の会員の組合員出資金への振り替え</p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p> <p>(4) この会の会員に登録している共済契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第65条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</p> <p>(6) この会の会員の窓口による支払い</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の申込み）</p> <p>第63条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の場合、共済契約申込者は規約第21条（共済掛金の口座振替）第3項の規定にかかわらず、払込みができなかった共済掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第2項に規定する振替日に共済掛金の払込みがされたものとみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の申込み）</p> <p>第63条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の場合、共済契約申込者は規約第21条（共済掛金の口座振替）第3項の規定にかかわらず、払込み〔挿入〕できなかった共済掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第2項に規定する振替日に共済掛金の払込みがされたものとみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の手続き）</p> <p>第64条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会<u>の定める所定の書面</u>の提出に代えて、次項、第3項、第4項、第5項または第6項に定める方法により手続きをおこなうことができます。</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の手続き）</p> <p>第64条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会<u>所定の書類またはこの会が定める書式</u>の提出に代えて、次項、第3項、第4項、第5項または第6項に定める方法により手続きをおこなうことができます。</p>



新条文	旧条文
<p>(1) 規約第9条(共済金受取人)第4項に定める死亡共済金受取人の指定または変更</p> <p>(2) 規約第10条(共済金受取人の代理人)第1項に定める指定代理請求人の指定または変更</p> <p>(3) 規約第40条(共済契約者の通知義務)第1項に定める住所の変更</p> <p>(4) 規約第40条(共済契約者の通知義務)第1項に定める共済契約者等の氏名の変更</p> <p>(5) 規約第40条(共済契約者の通知義務)第1項に定める被共済者の卒業予定年月の変更(ただし、B1200-1型契約およびB1200-2型契約は除きます。)</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(1) 規約第9条(共済金受取人)第4項に定める死亡共済金受取人の指定または変更</p> <p>(2) 規約第10条(共済金受取人の代理人)第1項に定める指定代理請求人の指定または変更</p> <p>(3) 規約第40条(共済契約者の通知義務)第1項に定める住所の変更</p> <p>(4) 規約第40条(共済契約者の通知義務)第1項に定める共済契約者等の氏名の変更</p> <p>(5) 規約第40条(共済契約者の通知義務)第1項に定める被共済者の卒業予定年月の変更(ただし、B1200-1型契約およびB1200-2型契約は除きます。)</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)</p> <p>第65条 共済契約者は契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで「この会の会員の扱う電子マネーへの<b>振替え</b>」または「この会の会員の扱うポイントへの<b>振替え</b>」(以下<b>〔削除〕</b>総じて「電子マネー等への<b>振替え</b>」)とすることができます。</p> <p>2. 前項に定める電子マネー等への<b>振替え</b>による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への<b>振替え</b>による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限りま</p>	<p>(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)</p> <p>第65条 共済契約者は契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで「この会の会員の扱う電子マネーへの<b>振替</b>」または「この会の会員の扱うポイントへの<b>振替</b>」(以下、総じて「電子マネー等への<b>振替</b>」)とすることができます。</p> <p>2. 前項に定める電子マネー等への<b>振替</b>による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への<b>振替</b>による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限りま</p>
<b>付 則</b>	<b>〔新設〕</b>

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;"><u>(2024年（令和6年）5月30日細則一部改正）</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この細則は2024年9月1日より施行します。</u></p>	
<p>別表第1 共済契約の型</p> <p>〔中略〕</p> <p>2. 大学生協で<u>取り扱う</u>共済契約の型</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. 地域生協で<u>取り扱う</u>共済契約の型</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>別表第1 共済契約の型</p> <p>〔中略〕</p> <p>2. 大学生協で<u>取扱う</u>共済契約の型</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. 地域生協で<u>取扱う</u>共済契約の型</p> <p>〔以下略〕</p>